

○総務省令第 号

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月 日

総務大臣 野田 聖子

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令  
地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)

(地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法)

第一条 地方財政法(以下「法」という。)第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

第一条 地方財政法(以下「法」という。)第三十三条の五の二第一項の額は、道府県にあつては第一号に掲げる額と、市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該道府県の控除前財源不足額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条及び第三条において同じ。)に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。)に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二一一を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九五四三五八を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

一 当該道府県の控除前財源不足額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が同法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条及び第三条において同じ。)に当該道府県の次のイからホまでに掲げる数値を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条及び第三条において「補正指数」という。)に別表第一のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二一一四を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四七四二五を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

イ 平成二十九年年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四号)

イ 平成二十四年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)

〔第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

〔第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

ロ 〇・八五とする。

ロ 〇・八五とする。

ハ

ハ

二 当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇六四を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。))を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四三九四三を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

二 当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇四二を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。))を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四〇二五四を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

ニ 当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇六四を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。))を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四三九四三を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

ニ 当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇四二を乗じて得た率(ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。))を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に、〇・九九四〇二五四を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)

上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

2 二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円と各道府県の前項第一号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 一兆八千十二億二千三百四十四万五千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額(ただし、合併市町村(普通交付税に関する省令(昭和三十一年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。))第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。))にあつては第二条の規定によつて算定した額とする。の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

#### (合併市町村の特例)

#### 第二条 [略]

2 合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に $0.2064$ を乗じて得た率(ただし、当該率が $0.85$ を超える場合は、 $0.85$ とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に $0.9943943$ を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

#### [3 略]

4 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値(ただし、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第一項の市町村の合併(以下「法適用合併」という。))に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第一号ホに掲げる数値)を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

一 平成二十九年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(平成三十年総務

省令第 号)による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した

基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十

上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

2 二兆二千七百七十四億八千五百八十八万六千円と各道府県の前項第一号に掲げる額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号に掲げる額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3 一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円と各市町村について第一項第二号に掲げる額(ただし、合併市町村(普通交付税に関する省令(昭和三十一年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。))第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。))にあつては第二条の規定によつて算定した額とする。の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

#### (合併市町村の特例)

#### 第二条 [同上]

2 合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に $0.2042$ を乗じて得た率(ただし、当該率が $0.85$ を超える場合は、 $0.85$ とする。)を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)に $0.9940254$ を乗じて得た額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。)とする。

#### [3 同上]

4 合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値(ただし、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第一項の市町村の合併(以下「法適用合併」という。))に係る合併関係市町村にあつては、第一条第一項第一号イからホまでに掲げる数値、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第一条第一項第一号ロからホまでに掲げる数値、平成二十六年四月二日から平成二十七年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一条第一項第一号ハからホまでに掲げる数値、平成二十五年四月二日から平成二十六年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一条第一項第一号ニ及びホに掲げる数値、平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第一号ホに掲げる数値)を合算したものの五分の一の数値(小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

#### [新設]

五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二〇五 〔略〕  
〔削る〕

**第四條** この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成三十一年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

（雑則）

別表第一

道府県の補正指数に係る率等 (第1条関係)	補正指数区分		率等	
	A	B	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4825	0.3571	0.4825	0.3571
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9650	0.2606	0.9650	0.2606
同上0.30以上0.40未満のもの	2.0265	-0.0579	2.0265	-0.0579
同上0.40以上0.50未満のもの	3.1845	-0.5211	3.1845	-0.5211
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8443	-1.3510	4.8443	-1.3510
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5620	-2.3816	6.5620	-2.3816
同上0.70以上のもの	6.6585	-2.4492	6.6585	-2.4492

別表第二

市町村の補正指数に係る率等 (第1条関係)	補正指数区分		率等			
	指定都市	その他	中核市・ 施行時特例市	A	B	その他
補正指数が0.10未満のもの	A	B	0.5603	0.1660	0.3279	0.1660
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7362	0.5810	0.7263	0.1494	0.6138	0.1374
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0675	0.5148	1.0375	0.0872	0.8665	0.0868
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4724	0.3933	1.5563	-0.0685	1.3359	-0.0540
同上0.40以上のもの	2.7608	-0.1220	2.5730	-0.4752	2.1663	-0.3861

一〇四 〔同上〕

五 平成二十四年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（雑則）

**第四條** この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の二に規定する平成二十九年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等 (第1条関係)	補正指数区分		率等	
	A	B	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5175	0.38295	0.5175	0.38295
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0350	0.27945	1.0350	0.27945
同上0.30以上0.40未満のもの	2.1735	-0.06215	2.1735	-0.06215
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4155	-0.55895	3.4155	-0.55895
同上0.50以上0.60未満のもの	5.1957	-1.44910	5.1957	-1.44910
同上0.60以上0.70未満のもの	7.0380	-2.55448	7.0380	-2.55448
同上0.70以上のもの	7.1415	-2.62698	7.1415	-2.62698

別表第二

市町村の補正指数に係る率等 (第1条関係)	補正指数区分		率等			
	指定都市	その他	中核市・ 施行時特例市	A	B	その他
補正指数が0.10未満のもの	A	B	0.5657	0.1676	0.3771	0.1676
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7433	0.5866	0.7333	0.1509	0.6411	0.1412
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0778	0.5197	1.0475	0.0880	0.9050	0.0884
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4866	0.3970	1.5713	-0.0691	1.3953	-0.0587
同上0.40以上のもの	2.7874	-0.1233	2.5978	-0.4797	2.2626	-0.4056

同上0.50以上0.60未満のもの	3,8651	-0,6742	3,6935	-1,0355	3,1411	-0,8736	同上0.50以上0.60未満のもの	3,9024	-0,6808	3,7291	-1,0454	3,2808
同上0.60以上0.70未満のもの	5,3743	-1,5798	5,8100	-2,3054	5,1460	-2,0765	同上0.60以上0.70未満のもの	5,4261	-1,5951	5,8660	-2,3276	5,1956
同上0.70以上0.80未満のもの	6,8099	-2,5847	8,0925	-3,9032	7,8020	-3,9357	同上0.70以上0.80未満のもの	6,8756	-2,6097	8,1705	-3,9408	7,8772
同上0.80以上0.90未満のもの	7,1780	-2,8792	8,0925	-3,9032	7,8020	-3,9357	同上0.80以上0.90未満のもの	7,2472	-2,9071	8,1705	-3,9408	7,8772
同上0.90以上1.00未満のもの	7,1780	-2,8791	8,0925	-3,9032	7,8850	-4,0104	同上0.90以上1.00未満のもの	7,2472	-2,9070	8,1705	-3,9408	7,9610
同上1.00以上のもの	7,1780	-2,8791	8,0925	-3,9032	7,8850	-4,0105	同上1.00以上のもの	7,2472	-2,9070	8,1705	-3,9409	7,9610

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。